

経営概要書

法人名：

公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

(公益6)

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 大竹 敦	基本財産等	505,035千円	所管部課名
設立年月日	平成4年10月16日	県出資等額及び比率	250,000千円 (49.5%)	農林水産部水産漁港課
設立目的	水産資源の維持・増大や栽培漁業の技術開発及び調査研究に関する事業を行い、水産物の安定供給と水産業の社会的、経済的基盤の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。			
事業概要	水産動植物の種苗の生産、供給、放流及び斡旋に関する事業、水産動植物の栽培技術の開発及び調査研究に関する事業、その他本法人の目的を達成するために必要な事業			
関連法令、県計画	第8次栽培漁業基本計画			

2 令和3年度事業実績

アワビは、漁獲量減少で漁業者が放流用種苗の購入に充てる資金が不足し、前年に比較して種苗供給数が減少した。クルマエビとヒラメは種苗生産が順調に推移し計画どおり供給した。アワビ不漁について水産振興センターが調査を進めているが、現在のところ原因は特定されていない。当面は資源回復に向けて大型種苗の放流を推進することにしており、協会のアワビ種苗生産施設の生産能力を向上させてこれに対応するため、県の補助を受けて取水システム改善工事とろ過設備更新工事を実施した。

<事業目標・実績>

項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
種苗（アワビ）の提供（千個）	目標	504	449	333
	実績	522	466	
種苗（クルマエビ）の提供（千尾）	目標	1,167	1,539	1,600
	実績	1,177	1,597	—
種苗（ヒラメ）の提供（千尾）	目標	54	94	90
	実績	54	94	—

3 組織

①役員数(R4.7.1現在) (単位:人)

区分	理事		監事		評議員		役員報酬
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	
常勤	1	1					支給対象者 (R3年度) 1人
内、県退職者	1	1					
内、県職員							
非常勤	6	6	2	2	10	10	平均年齢 65歳
内、県退職者	1	1			2	2	
内、県職員							
計	7	7	2	2	10	10	平均報酬年額 (R3年度) 3,040千円
内、県関係者	2	2			2	2	

②職員数(R4.4.1現在) (単位:人)

区分	R3	R4	正職員
正職員	4(1)	5(1)	平均年齢 45.6歳
内、県退職者	1(1)	1(1)	
出向職員			平均勤続年数 12.8年
内、県職員			
臨時・嘱託	6	7	平均年収 (R3年度) 5,298千円
内、県退職者			
計	10(1)	12(1)	
内、県関係者	1(1)	1(1)	

③理事会回数

R2	R3
5回	3回

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

4 財務

①正味財産増減計算書 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
経常収益	61,850	130,450
基本財産・特定資産運用益	3,129	3,174
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	7,205	7,215
自主事業収益	47,177	50,419
受取補助金・受取負担金	1,680	62,091
その他の収益	2,659	7,551
経常費用	93,015	98,111
事業費	88,064	93,788
管理費	4,951	4,323
人件費(事業費分含む)	42,943	41,195
評価損益等	△ 24,644	△ 11,296
当期経常増減額	△ 55,809	21,043
経常外収益	14,661	
経常外費用	21	71
当期経常外増減額	14,640	△ 71
当期一般正味財産増減額	△ 41,169	20,972
当期指定正味財産増減額		75,044
当期正味財産増減額合計	△ 41,169	96,016

<主な経営指標>

項目	令和2年度	令和3年度	増減※
経常収支比率(経常収益÷経常費用)	66.5%	133.0%	+66.5
流動比率(流動資産÷流動負債)	1394.5%	67.8%	△1326.7
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	94.5%	79.7%	△14.8
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

②貸借対照表 (単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
流動資産	29,829	114,027
固定資産	637,331	797,757
資産計	667,160	911,784
流動負債	2,139	168,201
短期借入金		
固定負債	34,456	17,003
長期借入金		
負債計	36,595	185,204
指定正味財産		75,044
うち基本財産充当額		
一般正味財産	630,565	651,537
うち基本財産充当額	516,330	505,035
正味財産計	630,565	726,581
負債・正味財産計	667,160	911,785

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
17,003	17,003	100.0%

5 県の財政的関与の状況

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	支出目的・対象事業概要等
補助金	700	136,155	放流効果実証事業費補助金、漁業経営継続緊急支援事業費補助金
委託費	7,205	7,215	水産振興センター種苗飼育等業務委託
指定管理料			

◎法人の行動計画(平成30年度～令和3年度)

県関与のあり方	継続	見直しの方向性	経営健全化に向け、経営改善を積極的に進めるとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	経営体制の安定に向けた、公益目的事業の事業内容の見直しやコスト削減対策への取組		
取組	公益目的事業に位置づけている、種苗生産・供給事業、放流効果実証事業については、今後の事業実施についての考え方を整理していくとともに、新たな種苗の生産技術の着実な習得を行う。また、アワビ種苗生産施設に追加した装置を活用し、種苗購入費の節減に取り組む。 【平成30年度】・アワビ種苗生産施設の飼育棟水槽に循環ろ過装置を設置 ・供給アワビ種苗の県外からの購入数 H30:5万個 ・新たな種苗生産・供給事業（アユ・ガザミ）の実施を見据え、種苗の試験生産を実施 【令和元～3年度】・供給アワビ種苗の県外からの購入数 R1:5万個、R2:8万個、R3:3.5万個 ・新たな種苗生産・供給事業（アユ）の実施を見据え、種苗の試験生産を実施 ・アワビ種苗生産施設の機能強化のため、取水施設を増設		
実績	【供給アワビ種苗の県外からの購入数】 H30:5万個 R1:15.35万個 R2:8万個 R3:15.3万個 【平成30年度】・アワビ種苗生産施設の飼育棟水槽に循環ろ過装置を設置 ・新たな種苗生産・供給事業（アユ・ガザミ）の実施を見据え、種苗の試験生産を実施 【令和元～2年度】・新たな種苗生産・供給事業（アユ）の実施を見据え、種苗の試験生産を実施 【令和3年度】・新たな種苗生産・供給事業（アユ）の実施を見据え、種苗の試験生産を実施 ・アワビ種苗生産施設の機能強化のため、取水施設及びろ過設備を増設		

I 自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	B
県が開発した種苗生産技術の移転を受け、県の行政目的を果たすために、民間でその種苗生産を行っているもので、県の施策に沿って実施している。		最低限度の正職員と臨時職員の数で運営し、人件費の節減をしている。役員の充て職については、平成29年度に廃止とした。		ヒラメ、クルマエビ等種苗需要の拡大を探るとともに、アワビ種苗生産施設において飼育水の取水環境の改善を行い、今後の種苗購入費の節減に取り組んだ。		アワビ種苗生産施設工事にかかる県からの補助金収入があったことで、収支均衡が未達成となった。 令和3年度から5年間の予定でヒラメ種苗の新たな供給先を確保したことで、種苗売却収入が増加した。	

II 所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	B
県が策定した秋田県栽培漁業基本計画に基づいて種苗生産等を実施していることから、公共的役割が十分に認められる。		理事会等が必要数開催されており、また常勤役員が適切に配置されている。		種苗の提供数について目標を達成した。 アワビ種苗生産施設の生産能力を向上させるために実施した工事は県と協会が一体となっていて取り組んだ。		補助金は、県の事業を推進するために必要な施設整備にかかる財源を交付したものであり、財政支援にはあたらない。 アワビ種苗の生産について、今後は種苗自給率の向上によって費用が抑制され、収支の改善が期待される。	

Ⅲ 外部専門家のコメント

当年度はアワビ種苗生産施設工事にかかる県からの補助金収入があり経常増減額が21百万円となった。当該補助金収入のうち一般正味財産へ振替した60百万円を除くと経常増減額は△40百万円の赤字になり、法人の赤字体質は変わらない。当年度末で当該施設工事に対する未払金142百万円が計上されており、現預金109百万円、未収入金4百万円を足した流動資産より大きい。また、現状の法人の事業から返済原資を捻出することも難しいと考えられ、基本財産の取崩なども想定される状況である。公共的役割が高い事業としての認識であるが公益目的を達成できる範囲で経常健全化を図る必要がある。

IV 委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	B
三セクの行動計画上は「県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。秋田県栽培漁業基本計画に基づく種苗生産等を実施しており、県の施策における協働事業体としての役割は大きい。		常勤の役職員が配置されており、法人運営上の組織体制は整っている。		アワビ、クルマエビ及びヒラメの種苗の提供について、いずれも目標を達成している。		受取補助金の増により、経常収益が増加し、経常収支は黒字となったが、当該補助金収入のうち一般正味財産へ振替した60百万円を除くと経常増減額は△40百万円の赤字となる。アワビ種苗の民間からの購入等にかかる支出が大きくなっており、赤字の傾向に変わりはない。アワビ種苗生産施設の機能強化によりアワビ種苗の自給率向上が図られることで、収支改善が期待される。	

V 前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	B
評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）							
県の補助を受けてアワビ種苗生産施設の取水システムの改善工事とろ過設備更新工事を実施した。機能強化した施設では水質や水量が安定したことから、今後はより健康な種苗の安定生産に努める。また、漁協・漁業者からの放流用種苗の需要数量は年々減少する傾向にあるため、種苗の売却先の新規開拓に積極的に取り組むことにした。							

法人名 (公財)秋田県栽培漁業協会

①令和4年度計算書類等

法人所管課 水産漁港課

公益財団法人秋田県栽培漁業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県栽培漁業協会（以下、「本法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を秋田県男鹿市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、水産資源の維持・増大や栽培漁業の技術開発及び調査研究に関する事業を行い、水産物の安定供給と水産業の社会的、経済的基盤の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水産動植物の種苗の生産、供給、放流及び斡旋に関する事業
- (2) 水産動植物の栽培技術の開発及び調査研究に関する事業
- (3) 水産動植物の種苗の飼育管理等に関する受託事業
- (4) 栽培漁業に関する啓もう普及事業
- (5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

3 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の理事会の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 財産目録等（定款を除く）は、毎事業年度終了後3箇月以内に、行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定時評議員会終結後遅滞なく、法令の定めるところにより公告するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第9条 本法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも同様とする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第8条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第11条 本法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従

い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができ
きる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及
び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受け

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた
事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基
づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を
示して、評議員会の招集を請求することができる。その請求は、評議員会
の日の15日前までにしなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会開催の5日前までに、評議員に対して、会議の日
時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければ
ならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経る
ことなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から

選出する。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受け

(6) その他法令及びこの定款に定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうちから評議員会で選出された2名が記名押印するものとする。

第6章 役 員

(役員の設定)

第24条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反したとき又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第31条 本法人は、法人法198条第1項において準用する法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責

任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 本法人は、基本財産の滅失による、本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(合併)

第41条 本法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別定める。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次の者とする。
理 事 難波 和聡、中村 彰男、須田 紀夫、石井 好勝、平川 正幸、
田中 保則、宮崎 健一
監 事 大竹 敦、船木 律
- 4 本法人の最初の理事長、専務理事は次の者とする。
理事長 難波 和聡
専務理事 須田 紀夫
- 5 本法人の最初の評議員は、次の者とする。
評議員 藤井 英雄、山本 健藏、伊藤 進、鈴木 一眞、加賀谷 道則、
渡辺 敏秀、児玉 俊幸、小島 武志、藤原 由美子、須田 正彦

第Ⅲ 基本財産(出捐金)明細表

令和4年3月31日現在

単位:円

1 漁協関係

名 称	総 額	栽培漁業推進基金	一般会計基金
秋 田 県 漁 業 協 同 組 合	167,657,000	152,625,000	15,032,000
秋 田 県 い か つ り 漁 業 協 会	1,500,000	1,500,000	
八 峰 町 峰 浜 漁 業 協 同 組 合	2,061,000	2,061,000	
能 代 市 浅 内 漁 業 協 同 組 合	2,270,000	2,270,000	
三 種 町 八 竜 漁 業 協 同 組 合	3,012,000	3,012,000	
合 計	176,500,000	161,468,000	15,032,000

2 県・市町

単位:円

名 称	総 額	栽培漁業推進基金	一般会計基金
秋 田 県	250,000,000	138,000,000	112,000,000
八 峰 町 (八 森 町・峰 浜 村)	9,986,000	4,926,420	5,059,580
能 代 市	2,406,000	1,186,960	1,219,040
三 種 町 (八 竜 町)	1,795,000	885,540	909,460
男 鹿 市 (男 鹿 市・若 美 町)	35,463,000	17,495,080	17,967,920
潟 上 市 (天 王 町)	3,889,000	1,918,580	1,970,420
秋 田 市	2,214,000	1,091,760	1,122,240
由利本荘市(本荘市・岩城町・西目町)	6,629,000	3,270,300	3,358,700
にかほ市(仁賀保町・金浦町・象潟町)	12,618,000	6,225,360	6,392,640
合 計	325,000,000	175,000,000	150,000,000

※新市町名は市町村合併による。

総 合 計	501,500,000	336,468,000	165,032,000
-------	-------------	-------------	-------------

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

時 点 : 令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	大竹 敦	元秋田県水産振興センター所長
2	理 事	石井 好勝	八峰町峰浜漁業協同組合代表理事組合長
3	同	大高 光晴	能代市浅内漁業協同組合代表理事組合長
4	同	畠山 成功	三種町八竜漁業協同組合副組合長理事
5	同	船木 律	秋田県漁業協同組合常勤監事
6	同	小松 斉	元全国広域漁船保険組合秋田県支所長
7	同	齋藤 寿	(公財)秋田県栽培漁業協会事務局長
8	監 事	藤嶋 茂	全国漁業信用基金協会秋田支所担当監事
9	同	鎌田 重美	男鹿市農林水産課長
10	評議員	遠藤 実	秋田県内水面漁場管理委員会長
11	同	工藤 裕紀	秋田県漁業協同組合専務理事
12	同	日沼 一之	八峰町副町長
13	同	佐藤 清吾	能代市農林水産部長
14	同	檜森 定勝	三種町副町長
15	同	田村 力	男鹿市産業建設部長
16	同	小野 貴宏	潟上市産業振興部長
17	同	新出 康史	秋田市産業振興部長
18	同	齋藤 喜紀	由利本荘市産業振興部長
19	同	本田 雅之	にかほ市副市長

番号	役職名称	氏名	職名

令和4年度 事業計画書

I 基本方針

栽培漁業による水産振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進する魚類・甲殻類・貝類の各種苗を生産し、必需者に供給するとともに、放流を行います。

また、令和元年度から取り組んでいた（一社）日本釣用品工業会の LOVE BLUE 事業の専門機関と連携した放流事業について、令和4年度から3年間事業実施が採択され、引き続き取り組みます。

II 各事業の実施計画

1 栽培漁業啓発普及事業

① 放流式の開催

例年9月第2火曜日に開催している当協会主催の放流式は、第31回放流式として、北浦漁港での開催を予定します。

② 協会の事業内容を広く周知し、理解を得るためホームページで情報発信します。

URL <http://akita-saibai.com/>

2 受託事業

① 秋田県水産振興センターが飼育する水産動物の飼育管理業務を受託します。

対象：マダイ・ヒラメ親魚、ガザミ・アユ・トラフグ種苗生産 等

3 補助事業

① 広域種資源造成型栽培漁業推進事業

ヒラメ

（公社）全国豊かな海づくり推進協会補助事業

4の③に再掲

（日本海北部海域栽培漁業推進協議会）

4 種苗生産・供給事業

① クルマエビ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	県内	25mm	1,400千尾
	県外（新潟）	25mm	200千尾
	計	25mm	1,600千尾

② エゾアワビ（当協会アワビ種苗生産施設（にかほ市象潟町））

放流用	秋田県内各漁協配布	20mm	281千個
放流用	秋田県内各漁協配布	30mm	35千個
放流用	秋田県内各漁協配布	50mm	15千個
養殖試験用		30mm	2千個
	計		333千個

③ ヒラメ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	秋田県内漁協	50～80mm	30千尾
放流用	広域種資源造成型栽培漁業推進事業	80～120mm	40千尾
放流用	水産多面的機能発揮対策（放流）事業	80mm	40千尾
放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	80mm	20千尾

計

1 3 0 千尾

④ クロソイ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	8 0 mm	1 7 千尾
	計		1 7 千尾

⑤ マダイ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	秋田県つり連合会マダイ稚魚放流事業	8 5 mm	4 千尾
放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	8 5 mm	2 0 千尾
	計		2 4 千尾

5 種苗斡旋供給事業

県水産振興センターで生産したガザミ種苗を斡旋し、供給します。

① ガザミ

放流用	秋田県内各漁協に配布	5 mm	1, 5 1 5 千尾
-----	------------	------	-------------

6 栽培漁業総合推進対策事業

マダイ、ヒラメの種苗生産、中間育成、放流及び市場調査を行います。

① 種苗生産（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

マダイ	3 0 mm	5 5 0 千尾 (4の⑤分を含む)
ヒラメ	2 5 mm	4 0 0 千尾 (4の③分を含む)

② 中間育成及び放流数

マダイ	8 5 mm	3 5 0 千尾
場所：県内2箇所の漁港・港湾、県水産振興センター栽培漁業施設		
ヒラメ	8 0 mm	1 8 0 千尾
場所：当協会ヒラメ中間育成施設（八峰町八森）、県水産振興センター栽培漁業施設		

③ 放流効果調査（市場調査）

県内各漁協に出向き、マダイ、ヒラメの漁獲量に占める放流魚の状況を産地市場で調査します。

秋田県内各漁協

令和4年4月1日～令和5年3月31日

収支(正味財産増減)予算書(案)
令和4年4月1日 から令和5年3月31日 まで

【損益ベース】
(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
基本的財産運用益				
基本的財産受取利息	2,875,000	0	0	2,875,000
特定資産運用益				
特定資産受取利息	3,000	0	0	3,000
事業収益				
受託事業収入	0	8,391,834	0	8,391,834
種苗売却収入	35,402,728	3,499,650	0	38,902,378
受取補助金等				
受取秋田県補助金	0	0	0	0
受取民間補助金	960,000	0	0	960,000
受取負担金				
受取放流協力金	2,583,000	0	0	2,583,000
雑収益				
普通預金受取利息	1,000	0	0	1,000
その他の雑収益	7,000	0	0	7,000
経常収益計	41,831,728	11,891,484	0	53,723,212
(2)経常費用				
事業費				
給料手当	15,743,000	0	0	15,743,000
臨時雇賃金	6,025,000	5,929,000	0	11,954,000
福利厚生費	4,675,000	1,018,000	0	5,693,000
退職給付費用	2,235,000	0	0	2,235,000
会議費	0	0	0	0
旅費交通費	990,000	0	0	990,000
通信運搬費	260,000	0	0	260,000
減価償却費	10,469,000	0	0	10,469,000
消耗什器備品費	200,000	0	0	200,000
消耗品費	1,850,000	0	0	1,850,000
修繕費	2,200,000	0	0	2,200,000
動力費	9,000,000	0	0	9,000,000
光熱水料費	370,000	50,000	0	420,000
賃借料	340,000	0	0	340,000
租税公課	1,203,000	0	0	1,203,000
保険料	450,000	0	0	450,000
諸謝金	30,000	0	0	30,000
支払負担金	40,000	0	0	40,000
種苗購入費	5,697,000	3,333,000	0	9,030,000
親魚購入費	320,000	0	0	320,000
飼料購入費	4,000,000	0	0	4,000,000
薬品費	300,000	0	0	300,000
役務費	27,000	0	0	27,000
飼育役務費	600,000	0	0	600,000
管理諸費	463,000	0	0	463,000
雑費	250,000	0	0	250,000
事業費計	67,737,000	10,330,000	0	78,067,000

科 目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
管理費				
役員報酬	0	0	1,520,000	1,520,000
給料手当	0	0	141,000	141,000
臨時雇賃金	0	0	835,000	835,000
福利厚生費	0	0	396,000	396,000
会議費	0	0	200,000	200,000
旅費交通費	0	0	340,000	340,000
通信運搬費	0	0	200,000	200,000
減価償却費	0	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	20,000	20,000
消耗品費	0	0	80,000	80,000
光熱水料費	0	0	50,000	50,000
賃借料	0	0	152,000	152,000
租税公課	0	0	25,000	25,000
支払負担金	0	0	200,000	200,000
監理費	0	0	831,000	831,000
管理諸費	0	0	40,000	40,000
借入利息			0	0
雑費	0	0	20,000	20,000
管理費計	0	0	5,050,000	5,050,000
経常費用計	67,737,000	10,330,000	5,050,000	83,117,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 25,905,272	1,561,484	△ 5,050,000	△ 29,393,788
基本的財産評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	△ 25,905,272	1,561,484	△ 5,050,000	△ 29,393,788
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
投資有価証券売却益	0			0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	162,000	△ 162,000	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 25,743,272	1,399,484	△ 5,050,000	△ 29,393,788
当期一般正味財産増減額	△ 25,743,272	1,399,484	△ 5,050,000	△ 29,393,788
一般正味財産期首残高				650,303,245
一般正味財産期末残高				620,909,457
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高				620,909,457

法人名 (公財)秋田県栽培漁業協会

②令和 3 年度計算書類等

法人所管課 水産漁港課

財 産 目 録
令和 4 年 3 月 3 1 日 現在

(単位: 円)

貸 借 対 照 表 科 目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
	普通預金	秋田銀行男鹿支店	運転資金として	108,317,672
	普通預金	北都銀行男鹿支店	運転資金として	748,656
	未収金	秋田県水産振興センター	受託費	601,286
	未収金	秋田北税務署	消費税還付金	4,359,878
流動資産合計				114,027,492
(固定資産)				
基本的財産				
	定期預金	北都銀行男鹿支店 (一般)	公益目的保有財産として	21,968,416
	定期預金	秋田銀行男鹿支店 (栽培、一般)	公益目的保有財産として	21,319,000
	投資有価証券	北九州市公募公債 (栽培)	公益目的保有財産として	111,023,500
	投資有価証券	埼玉県公募公債 (栽培、一般)	公益目的保有財産として	101,010,100
	投資有価証券	北海道公募公債 (栽培)	公益目的保有財産として	100,938,100
	投資有価証券	利付国債 (一般)	公益目的保有財産として	59,911,380
	投資有価証券	利付国債 (栽培)	公益目的保有財産として	88,864,200
			小計	505,034,696
特定資産				
	退職給付引当資産	秋田銀行男鹿支店	職員の退職金引当として	17,003,000
	修繕費準備資産	秋田銀行男鹿支店	将来の修繕費準備資金として	9,433,000
			小計	26,436,000
その他固定資産				
	建物	象潟アワビ生産施設、岩館ヒメ育成施設	公益目的保有資産として	97,337,497
	建物附属設備	象潟アワビ生産施設、岩館ヒメ育成施設	公益目的保有資産として	15,795,028
	器具備品	飼育用水槽、ろ過装置、揚水ポンプ等	公益目的保有資産として	288,261,094
	漁具・漁網	マダイ中間育成用生け簀網	公益目的保有資産として	3,525,742
	減価償却累計額			△ 138,782,743
	電話加入権	事務室		149,968
			小計	266,286,586
固定資産合計				797,757,282
資産合計				911,784,774
(流動負債)				
	未払金	村岡建設工業(株)他	象潟アワビ施設取水工事	142,846,000
	未払費用	退職金、N T T、秋田社会保険事務所他	退職金、電話代、社会保険料他	24,854,127
	未払法人税等	秋田県、にかほ市	法人県民税、法人市民税	71,600
	預り金	職員	雇用保険料、社会保険料	429,240
流動負債合計				168,200,967
(固定負債)				
	退職給付引当金	秋田銀行男鹿支店	職員の退職金引当として	17,003,000
固定負債合計				17,003,000
負債合計				185,203,967
正味財産期末残高				726,580,807

(一般) : 一般会計 (栽培) : 栽培漁業推進基金会計

令和3年度事業報告

当法人が令和3年度に実施した事業について、次のとおり報告する。

第I 事業の状況

1 全般的な事業の状況

種苗の生産・供給事業では、エゾアワビについては、南部地区から強い要望のあった春放流に対応するため、前年と同様に岩手県の民間業者から30mm種苗7.3万個を購入し供給した。また夏～秋期に天候不良による塩分低下や濁水等の影響で斃死した稚貝分として、11月に岩手県の民間業者から補充分の種苗を購入した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による市場低迷のため、アワビ漁業をはじめとする沿岸漁業がダメージを受けたことから、漁協に対し、その影響回復の支援を目的とした県の補助事業で、アワビ大型種苗の配布・放流が行われ、岩手県の民間業者から50mm種苗1.6万個を購入し、供給した。アワビ種苗供給数は、漁協・漁業者からの要望が減り、前年に比較し約5.7万個少なかった。

クルマエビは特に疾病の発生による生産不調も起こらず、順調に推移し、25mm稚エビを県内向けに1,349千尾、県外向けに248千尾を供給したほか、余剰分を男鹿半島周辺地区に協会の独自放流とした。

クロソイは、4月15～29日に天然親魚を入手し、4月20日から状態の良好な産仔魚を得て種苗生産を開始し、目標生産数は達成した。県内放流要望に供したほか、余剰分を男鹿半島北磯地区に協会の独自放流とした。

ヒラメについては、育成親魚から受精卵を收容し、4月7日から種苗生産を開始したが、県内受精卵の十分な確保が難しかったことから、4月8日に（公財）山形県水産振興協会から受精卵を譲り受け、あわせて種苗生産に供した。中間育成は一部を水産振興センター施設で行い、多くは6月1～2日に岩館ヒラメ中間育成施設に移送・飼育し、7月14日から配布、放流を行った。なお、宮城県で開催された全国豊かな海づくり大会のヒラメ稚魚のサポート生産について、大会イベントでの提供は不要になったが、10月21日に要請分の稚魚2千尾を提供した。

マダイについては、育成親魚から受精卵を收容し、5月26日から種苗生産を開始、7月19日から戸賀湾、椿漁港、金浦漁港に設置した網生け簀で漁協職員や漁業者の協力を得て中間育成を行った後、同様に協力を得て9月3日から放流した。

放流効果実証事業では、ヒラメは栽培基本計画180千尾に対し、211千尾を放流することができた。またマダイは栽培基本計画300千尾に対し、389千尾を放流することができた。

種苗の需要減少が続く中、前年に引き続き（一社）日本釣用品工業会が全国展開する「つり環境ビジョンコンセプトに基づくLOVE BLUE事業専門機関と連携した放流事業」を実施し、（一社）日本釣用品工業会から指定を受けた日本釣振興会秋田県支部会員と一緒に秋田港でマダイ稚魚を放流したほか、男鹿マリクラブが男鹿マリーナで行っている「海の日記念イベント」でヒラメ稚魚を放流、秋田県つり連合会が北浦漁港で行っている「マダイ稚魚放流式」に合流しマダイ、クロソイ稚魚を放流したが、新型コロナウイ

ルス感染症対策のため、いずれも児童や一般の参加者による放流は見合わせ、それぞれ会員と協会職員による稚魚放流とした。

アワビ種苗生産施設においては、懸案となっていた飼育水の塩分濃度低下の影響を受け稚貝が斃死するトラブルの回避を目的に、県の補助を受け、取水口位置と導水ラインの変更とろ過器を更新する工事を実施した。

なお、令和3年10月3日、宮城県で開催された全国豊かな海づくり大会～食材大国みやぎ大会～において、当協会のこれまでの栽培漁業を通じた水産資源の維持増大への取り組みが漁業の発展に寄与したとして栽培漁業部門の大会会長賞を受賞した。

2 各事業の状況

(1) 種苗生産・供給事業

① エゾアワビ

生産施設 (公財) 秋田県栽培漁業協会アワビ種苗生産施設 (象潟)

供給時期 5月14日～翌年3月2日

供給種苗

県内	平均殻長	20mm	326, 220個
		30mm	123, 564個
		50mm	16, 000個
合計		20～50mm	465, 784個

② クルマエビ

生産施設 秋田県水産振興センター育成棟

供給時期 9月29日～10月5日

供給種苗

県内	平均全長	25mm	1, 348, 960尾
県外		25mm	248, 000尾
合計		25mm	1, 596, 960尾

③ ヒラメ (放流・養殖用の中間育成)

育成施設 秋田県水産振興センター実験棟及び (公財) 秋田県栽培漁業協会
ヒラメ中間育成施設 (岩館)

供給時期 7月14日～9月14日

供給種苗

県内	平均全長	50mm	20, 000尾 (中間育成放流用)
		80mm	32, 105尾 (LOVE BLUE事業放流)
		80mm	40, 000尾 (水産多面的事業放流)
県外		80mm	2, 000尾 (宮城県)
合計		50～80mm	94, 105尾

(公社) 全国豊かな海づくり推進協会による広域種資源造成型栽培
漁業推進事業 (資源造成事業: 日本海北部海域ヒラメ)

平均全長 88.6mm 51,500尾 (放流用)

④ マダイ (放流用等の中間育成)

育成施設 秋田県水産振興センター育成棟

供給時期 9月3、6日

供給種苗

県内 平均全長 85mm 20,220尾 (LOVE BLUE事業放流)

⑤ クロソイ

生産施設 秋田県水産振興センター実験棟

供給時期 9月3日

供給種苗

県内 平均全長 80mm 20,000尾 (LOVE BLUE事業放流)

⑥ ガザミ (幹旋事業)

供給時期 6月25日～7月30日

購入・供給種苗 秋田県水産振興センターが生産した種苗を購入し、幹旋配布

県内 平均甲幅 5mm 1,515,000尾

(2) 放流効果実証事業

① ヒラメ

種苗生産

生産施設 秋田県水産振興センター育成棟

生産期間 4月7日～6月3日

生産種苗 平均全長 24.1～27.9mm

生産尾数 655,000尾

中間育成

中間育成施設 秋田県水産振興センター育成棟、実験棟及び(公財)秋田
県栽培漁業協会ヒラメ中間育成施設(岩館)

中間育成期間 6月1日～9月14日

取り上げ尾数 356,405尾

放流日 7月14日～9月14日

放流種苗 平均全長 88～106mm

放流尾数 210,800尾 (残り145,605尾は(1)の③に掲載)

② マダイ

種苗生産

生産施設 秋田県水産振興センター育成棟
生産期間 5月24日～7月21日
生産種苗 平均全長 35.3～41.7mm
生産尾数 675,000尾

中間育成

ア 中間育成施設 秋田県水産振興センター育成棟
中間育成期間 7月19日～9月14日
取り上げ尾数 59,500尾
放流日 9月3～14日
放流種苗 平均全長 75.1～90mm
放流尾数 39,280尾(残り 20,220尾は(1)の④に掲載)

イ 中間育成施設 男鹿市戸賀 戸賀港内 網生け簀
中間育成期間 7月19日～9月7日
放流日 9月7日
放流種苗 平均全長 82.6mm
放流尾数 119,000尾

ウ 中間育成施設 男鹿市船川港椿 椿漁港内 網生け簀
中間育成期間 7月20日～9月7日
放流日 9月7日
放流種苗 平均全長 81.0mm
放流尾数 164,100尾

エ 中間育成施設 にかほ市金浦 金浦漁港内 網生け簀
中間育成期間 7月21日～9月8日
放流日 9月8日
放流種苗 平均全長 86.6mm
放流尾数 71,300尾

③ 放流効果調査及び資料集計

ヒラメ・マダイの市場調査

期 間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

ヒラメ・マダイについて、県内産地市場調査を行い人工放流種苗の混入を調査。

(3) 県水産振興センターの種苗飼育等業務の受託事業

秋田県水産振興センターで飼育や種苗生産を行っている魚介類（ヒラメ親魚、マダイ親魚、キジハタ親魚、トラフグ、ガザミ、アユ、キジハタ）の飼育補助、ワムシ等餌料生物の生産補助を受託した。

(4) 栽培漁業啓発普及事業

八峰町八森漁港を会場に、9月14日第29回放流式を開催し、関係者と八峰町立八森小学校児童によるヒラメ・マダイの稚魚放流を実施し、児童の栽培漁業に関心を持ってもらう学習に対応した。

また、当協会ホームページでは、事業状況の他に、新着情報として各種苗の生産状況や放流情報を写真入りで発信した。

(5) 種苗生産施設緊急整備事業（象潟アワビ種苗生産施設設備工事）

○ 事業の概要

工事箇所 象潟アワビ種苗生産施設 （にかほ市象潟町入湖ノ澗19-3）

概要 海水取水口を大澗海水浴場の沖合地点に新設

取水管 ポリエチレン管 直径 500mm 延長 262.2m

着水槽 本体（RC製）及び導水管 一式

ろ過設備 砂式自動型（圧力式） 一式

取水ポンプ 海水用 揚水能力 毎時 125m³/基 2基（移設）

① 設計・発注者支援業務

・株式会社アルファ水工コンサルタンツ

基本設計及び発注者支援業務

② 取水設備工事

・村岡建設工業株式会社

取水口設置、取水管敷設、着水槽建築、揚水ポンプ設置、送水管敷設工事

・株式会社兼松工務店

海水揚水ポンプ小屋建築、ポンプ小屋電気設備、フェンス設置工事

・丸本器械株式会社本荘営業所

海水ろ過器設置工事及び旧ろ過設備撤去工事

③ その他

・株式会社管通

取水管清掃用ピグランチャー

・第一物産株式会社酒田支店

着水槽スクリーン

第Ⅱ 処務の概要

1 役員に関する事項

貸借対照表
令和4年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	109,066,328	29,228,329	79,837,999
未収金	4,961,164	600,406	4,360,758
流動資産合計	114,027,492	29,828,735	84,198,757
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	43,287,416	43,287,000	416
投資有価証券	461,747,280	473,042,900	△ 11,295,620
基本財産合計	505,034,696	516,329,900	△ 11,295,204
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	17,003,000	34,456,000	△ 17,453,000
修繕費準備資産	9,433,000	9,433,000	0
特定資産合計	26,436,000	43,889,000	△ 17,453,000
(3) その他固定資産			
建物	97,337,497	93,738,255	3,599,242
建物附属設備	15,795,028	10,305,466	5,489,562
器具備品	288,261,094	98,119,648	190,141,446
漁具・漁網	3,525,742	3,525,742	0
建設仮勘定	0	80,800	△ 80,800
減価償却累計額	△ 138,782,743	△ 128,807,871	△ 9,974,872
電話加入権	149,968	149,968	0
その他固定資産合計	266,286,586	77,112,008	189,174,578
固定資産合計	797,757,282	637,330,908	160,426,374
資産合計	911,784,774	667,159,643	244,625,131
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	142,846,000	0	142,846,000
未払費用	24,854,127	982,743	23,871,384
未払法人税等	71,600	21,600	50,000
未払消費税等	0	756,700	△ 756,700
預り金	429,240	377,802	51,438
流動負債合計	168,200,967	2,138,845	166,062,122
2. 固定負債			
退職給付引当金	17,003,000	34,456,000	△ 17,453,000
固定負債合計	17,003,000	34,456,000	△ 17,453,000
負債合計	185,203,967	36,594,845	148,609,122
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
地方公共団体補助金	75,044,100	0	75,044,100
指定正味財産合計	75,044,100	0	75,044,100
2. 一般正味財産	651,536,707	630,564,798	20,971,909
正味財産合計	726,580,807	630,564,798	96,016,009
負債及び正味財産合計	911,784,774	667,159,643	244,625,131

正味財産増減計算書

(令和3年4月1日 から令和4年3月31日 まで)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本的財産運用益			
基本的財産受取利息	3,172,842	3,125,406	47,436
特定資産運用益			
特定資産受取利息	877	3,571	△ 2,694
事業収益			
受託事業収入	7,215,344	7,204,806	10,538
種苗売却収入	50,419,132	47,176,988	3,242,144
事業収益計	57,634,476	54,381,794	3,252,682
受取補助金等			
秋田県補助金	700,000	700,000	0
受取民間補助金	980,000	980,000	0
受取 補助金等振替額	60,410,900	0	60,410,900
受取補助金等計	62,090,900	1,680,000	60,410,900
受取負担金			
放流協力金	2,583,239	2,495,190	88,049
雑収益			
受取利息	6	33	△ 27
その他の雑収益	4,967,583	163,982	4,803,601
雑収益計	4,967,589	164,015	4,803,574
経常収益計	130,449,923	61,849,976	68,599,947
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	19,532,500	19,449,221	83,279
臨時雇賃金	11,520,266	10,745,550	774,716
福利厚生費	5,142,463	5,032,587	109,876
退職給付費用	2,235,000	4,426,000	△ 2,191,000
旅費交通費	539,239	423,599	115,640
通信運搬費	209,523	202,464	7,059
減価償却費	12,999,620	11,593,220	1,406,400
消耗什器備品費	80,080	119,521	△ 39,441
消耗品費	1,721,529	1,376,567	344,962
修繕費	4,877,584	5,042,180	△ 164,596
動力費	9,687,446	8,278,361	1,409,085
光熱水料費	427,183	397,156	30,027
賃借料	300,300	264,000	36,300
保険料	447,257	447,257	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
諸謝金	30,000	30,000	0
租税公課	32,600	1,472,300	△ 1,439,700
支払負担金	6,680	22,237	△ 15,557
種苗購入費	17,532,840	12,206,766	5,326,074
親魚購入費	471,054	391,636	79,418
飼料購入費	4,285,291	4,475,883	△ 190,592
薬品費	220,800	287,326	△ 66,526
役務費	76,518	13,200	63,318
飼育役務費	801,500	750,000	51,500
管理諸費	462,924	462,924	0
雑費	147,716	153,474	△ 5,758
事業費計	93,787,913	88,063,429	5,724,484
管理費			
役員報酬	1,520,000	1,983,125	△ 463,125
給料手当	140,400	180,600	△ 40,200
臨時雇賃金	797,620	794,310	3,310
福利厚生費	306,404	331,564	△ 25,160
会議費	84,777	159,120	△ 74,343
旅費交通費	67,218	83,596	△ 16,378
通信運搬費	170,150	174,211	△ 4,061
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	9,677	28,440	△ 18,763
光熱水料費	27,011	24,018	2,993
賃借料	151,800	136,314	15,486
租税公課	2,800	2,700	100
支払負担金	188,910	193,336	△ 4,426
監理費	830,500	830,500	0
管理諸費	20,592	20,592	0
雑費	5,020	8,552	△ 3,532
管理費計	4,322,879	4,950,978	△ 628,099
経常費用計	98,110,792	93,014,407	5,096,385
評価損益等調整前当期経常増減額	32,339,131	△ 31,164,431	63,503,562
基本的財産評価損益等	△ 11,295,620	△ 24,644,100	13,348,480
評価損益等計	△ 11,295,620	△ 24,644,100	13,348,480
当期経常増減額	21,043,511	△ 55,808,531	76,852,042
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
投資有価証券売却益	0	14,661,000	△ 14,661,000
経常外収益計	0	14,661,000	△ 14,661,000

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(2)経常外費用			
その他経常外費用			
固定資産除去損	2	0	2
経常外費用計	2	0	2
当期経常外増減額	△ 2	14,661,000	△ 14,661,002
税引前当期一般正味財産増減額	21,043,509	△ 41,147,531	62,191,040
法人税、住民税及び事業税	71,600	21,600	50,000
当期一般正味財産増減額	20,971,909	△ 41,169,131	62,141,040
一般正味財産期首残高	630,564,798	671,733,929	△ 41,169,131
一般正味財産期末残高	651,536,707	630,564,798	20,971,909
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	135,455,000	0	135,455,000
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 60,410,900	0	△ 60,410,900
当期指定正味財産増減額	75,044,100	0	75,044,100
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	75,044,100	0	75,044,100
III 正味財産期末残高	726,580,807	630,564,798	96,016,009